

京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、京丹後市立図書館（以下「図書館」という。）において、民間事業者から資料の提供を受ける雑誌スポンサー制度を実施することにより、図書館の資料を充実させ、もって利用者へのサービス提供の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 図書館で定期購読している雑誌について、雑誌スポンサーからの提供を受け、当該雑誌スポンサーの名称及び広告等を図書館の雑誌の最新号のカバー及び雑誌の書架等に掲載する制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 雑誌スポンサー制度を利用し、雑誌の購入費用を負担する民間事業者をいう。

(広告の種類及び範囲)

第3条 雑誌スポンサーとして掲載する広告（以下「広告」という。）は、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 掲載することにより、公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、謝罪広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
- (8) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為等

を行うおそれがある組織（以下「暴力団等」という。）の利益になるもの
(11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が広告として適当でないと認めるもの
(雑誌スポンサーの要件)

第4条 雑誌スポンサーの要件は、次の各号のいずれにも該当しない営業を営む者で、雑誌スポンサーとして名称及び広告等を掲載することを教育長が決定した日の属する月の翌月から当該年度の3月末日まで雑誌を継続して提供することができる者とする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
- (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
- (4) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content に関する営業
- (5) 暴力団等の利益となる営業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認める営業
(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから対象雑誌を選定する。ただし、雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、図書館と協議するものとする。

- 2 前項に規定する対象雑誌の選定にあたり、複数の雑誌スポンサーからの申し込みがある場合は、申し込み順によるものとする。
(雑誌の提供と所有権等)

第6条 雑誌スポンサーは、前条の規定により選定した雑誌を図書館が指定する方法により、4月1日から翌年3月31日までの年度単位で図書館に提供するものとする。

- 2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有する。
- 3 雑誌スポンサーは、年度途中での提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊及び廃刊等により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に変更することができるものとする。
- 4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。
(費用の負担及び支払方法)

第7条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担する。

2 雑誌スポンサーは、負担すべき経費を教育長が指定する雑誌納入事業者（以下「雑誌納入事業者」という。）に、指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該経費の支払いは、毎年度一括前払いとする。ただし、教育長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

3 前項の前払い以後、雑誌の年間購入費用に変更があった場合には、その差額は雑誌スポンサーと雑誌納入業者において直接精算するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、振込手数料及び広告に係る経費（図書館が作成するものを除く。）は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌スポンサーの申し込み）

第8条 雑誌スポンサーの申し込みをしようとする者は、京丹後市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に、必要書類を添えて、教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、京丹後市立図書館雑誌スポンサー承諾決定通知書（様式第2号）により、不相当と認めたときは、京丹後市立図書館雑誌スポンサー不承諾決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により承諾の通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに前条に規定する費用を雑誌納入事業者に支払うものとする。

（広告の規格）

第9条 広告の規格は、教育長が別に定める規格によるものとする。

（広告の掲載期間）

第10条 広告の掲載期間は、年度単位とする。ただし、年度の途中における申し込みの場合は、当該年度の3月末日までの期間とする。この場合における雑誌の提供は、教育長が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

（広告の掲載内容の変更）

第11条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間途中において広告の内容を変更しようとするときは、京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書（様式第4号）に、新たな掲載広告案を添付して教育長に提出するものとする。

(広告の掲載内容に係る責任)

第12条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

(広告の掲載取下げ)

第13条 雑誌スポンサーは、広告の掲載期間の満了までに広告掲載を中止するときは、京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告取下届(様式第5号)により届け出るものとする。この場合において、雑誌納入事業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

(更新)

第14条 広告の掲載期間満了の日の2箇月前までに、教育長又は雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、同じ要件により、掲載期間満了の日の翌日から1箇年度の更新を自動的に行うものとする。それ以降についても同様とする。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告解約届(様式第6号)により届け出るものとする。

(雑誌スポンサーの取り消し)

第15条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において、雑誌納入事業者へ支払われた雑誌経費等については、これを返還しない。

- (1) 雑誌スポンサーが倒産又は解散等により消滅したとき。
- (2) 雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めるとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年3月1日から施行する。

年 月 日

京丹後市教育長 様

住所

名称

代表者

印

電話

FAX

京丹後市立図書館雑誌スポンサー申込書

京丹後市立図書館の雑誌スポンサーに応募したいので、京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....
③..... ④.....

2 希望する雑誌提供先

京丹後市立（峰山・あみの・大宮・弥栄・丹後・久美浜）図書館・室

※ 希望に添えない場合があります。

3 期間 年 月 日から 年 3 月 31 日発刊号まで。

なお、広告掲載期間の満了の日の 2 箇月前までに解約の意志表示がない場合は、掲載期間満了の日の翌日から 1 箇年度の更新を自動的に行うものとし、それ以降についても同様とする。

4 添付書類

- (1) 掲載広告案
- (2) 事業者の事業内容を説明する書類
- (3) 市税等を滞納していないことを証する書類

5 その他

- (1) 京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（令和 3 年京丹後市教育委員会告示第 6 号）及び関係法令等を遵守します。
- (2) 上記「1 提供雑誌名」の雑誌を図書館に提供し、指定された方法により経費の全額を負担します。
- (3) 提供する雑誌の取り扱いについては、図書館に一任します。

第 号
年 月 日

様

京丹後市教育長



京丹後市立図書館雑誌スポンサー承諾決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった図書館への雑誌の提供について、京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、承諾と決定したので通知します。

提供を受ける雑誌	
受 入 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
雑誌を納入する業者 (書店名等)	

- 1 提供された雑誌の所有権は、京丹後市に帰属します。
- 2 雑誌の配架位置、保存期間、廃棄その他提供された雑誌の取り扱いについては、図書館が決定します。
- 3 提供する雑誌が廃刊になる場合等、雑誌を提供できなくなると見込まれる場合は、あらかじめ京丹後市立図書館と協議してください。
- 4 掲示する広告の内容は、掲示した日から 3 箇月間に変更することができません。また、掲示した日から 3 箇月以上経過した広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ、新たに掲示する広告について京丹後市立図書館の承諾を受けてください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

京丹後市教育長



京丹後市立図書館雑誌スポンサー不承諾決定通知書

年 月 日付で申し込みのあった図書館への雑誌の提供について、
京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第8条第2項の規定に基づき、不承諾
と決定したので通知します。

記

不承諾の理由	
--------	--

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

京丹後市教育長 様

名 称

代表者

印

京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書

京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第11条の規定に基づき、広告内容を変更したいので、掲載広告（案）を添えて申し込みます。

記

1 提供雑誌名

2 変更を必要とする理由

年 月 日

京丹後市教育長 様

名 称

代表者

印

京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告取下届

京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第13条の規定に基づき、広告掲載を取り下げます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....
③..... ④.....

2 雑誌提供先

京丹後市立（峰山・あみの・大宮・弥栄・丹後・久美浜）図書館・室

3 取下げ期日 年 月 発刊号から

4 当初掲載予定期間 年 月 日から 年3月31日まで

様式第6号（第14条関係）

年 月 日

京丹後市教育長 様

名 称

代表者

印

京丹後市立図書館雑誌スポンサー広告解約届

京丹後市立図書館雑誌スポンサーを今年度末をもって解約したいので、京丹後市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第14条第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1 提供雑誌名

①..... ②.....
③..... ④.....

2 雑誌提供先

京丹後市立（峰山・あみの・大宮・弥栄・丹後・久美浜）図書館・室

3 期限

年度末最終発刊号まで

（注）届出は、掲載期間満了の日の2箇月前までをお願いします。